



学びの広場シリーズ

暮らし編

在宅で受けられる 医療・生活支援サービス



静岡県立静岡がんセンター



はじめに

このパンフレットは、静岡がんセンター「よろず相談」が実施した、学習会「学びの広場」の講演内容をもとに作成しました。
療養生活をするときの参考にして下さい。



目次

	ページ
在宅医療・介護サービスを利用するメリット……………	1
1. 在宅医療サービスの内容……………	2
2. かかりつけ医の確保……………	4
3. 訪問型のサービスを定期的にご利用……………	6
その① 訪問看護……………	6
その② その他の在宅医療サービス……………	9
その③ 生活支援サービス……………	10



在宅医療・介護サービスを利用するメリット

◎安心・安全に自宅で療養することができます。

- ・ 処置の仕方や方法を教わる
- ・ 具合が悪い時に自宅に来てもらえる、など

◎介護者の相談やお手伝いをしてもらえます。

- ・ お風呂のときに人手がほしい
- ・ 買い物を頼みたい、など

◎自宅で継続した治療を行うことができます。

- ・ 点滴や注射、酸素吸入、など

サービスを利用することで、不安を解消し、安定した療養生活を自宅で送りましょう。

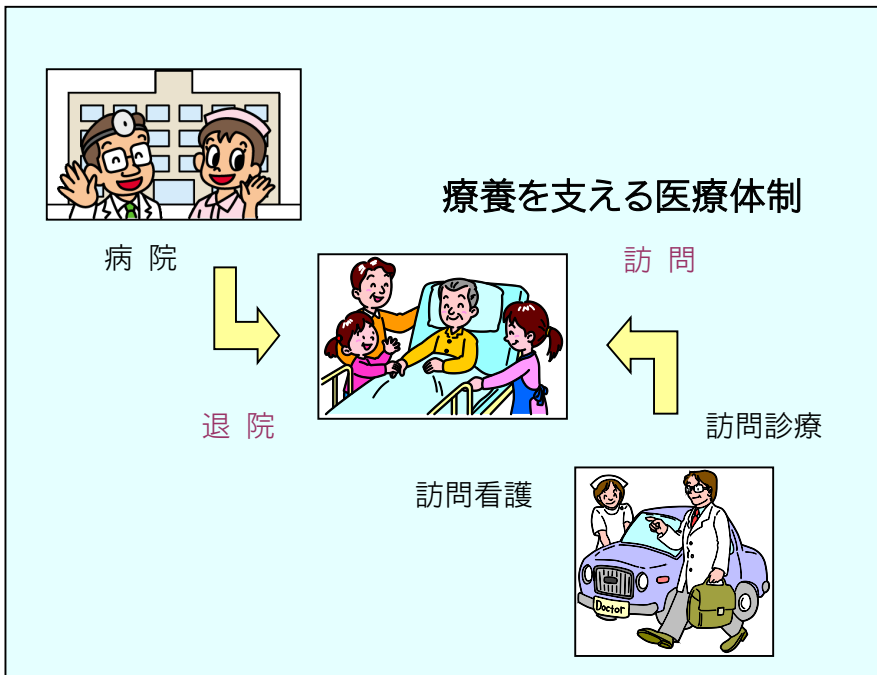
※ あなたが困っていることは何ですか？



1. 在宅医療サービスの内容

● 医療的な支援が必要なとき…

- ◆ 栄養や痛み止めの点滴をおこなう
- ◆ 自宅で酸素療法が必要
- ◆ 人工呼吸器が必要な状態
- ◆ 処置が必要な状態
褥瘡(床ずれ)^{じよくそう}の処置、傷の処置、痰の吸引処置など



● 在宅医療サービスの内容

簡単にどのようなサービスがあるのかを紹介します。

◆ 往診



◆ 訪問診療



◆ 訪問看護



◆ 訪問歯科診療



◆ 訪問リハビリ



◆ 訪問指導 (薬剤師・栄養士など)

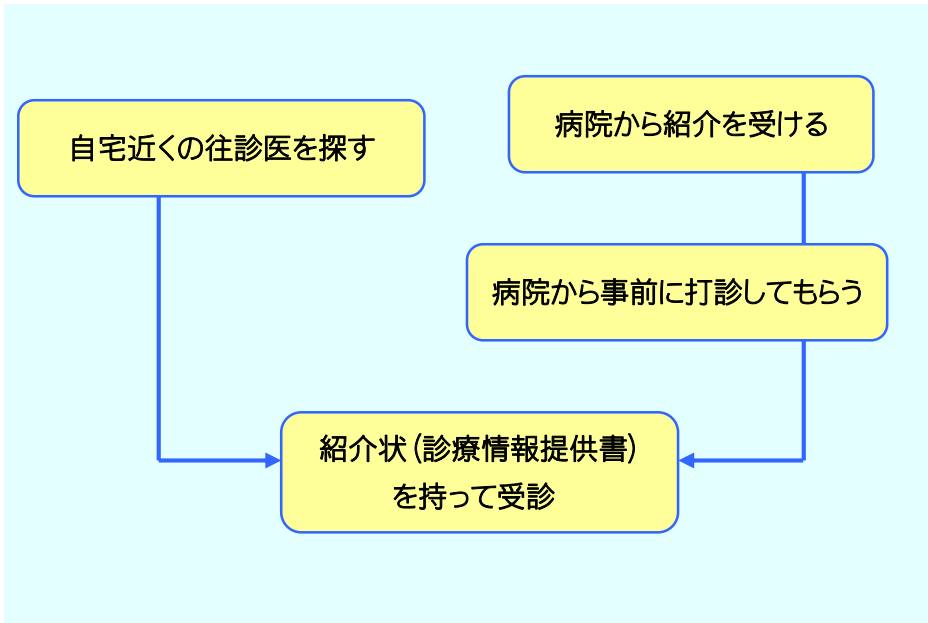


2. かかりつけ医の確保

● かかりつけ医は、どのような場合に必要になるのでしょうか

- 通院や入院の治療を受けている病院が自宅から遠い場合
- 患者さんの状態により、頻回な通院は難しい場合
- 夜間に病状が変わりやすい場合 など

● かかりつけ医は、どのようにして探したらいいのでしょうか



● 往診と訪問診療の違い

往診

患者さんの求めに応じて実施されます。



訪問診療

計画的医学管理のもとに予定された日に、定期的実施されます。

* 原則として週3回が限度です

● どこに相談すればいいの？

いつ ： 退院前あるいは外来診察時

だれに ： 医療スタッフに相談する
(担当医・看護師、相談窓口など)

どのような医療支援サービスが、
どの程度必要なのか、よく検討しておきましょう。

● 費用負担

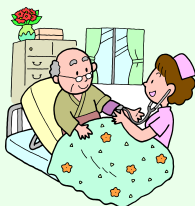
- ◆ 医療保険にて費用請求されます。
往診料：7,200円(1回)、訪問診療料：8,300円(1日)のうち、医療保険の負担割合分となります。
3割負担なら、それぞれ2,160円、2,490円となります。(H23.1月現在)
- ◆ 往診の場合は、緊急、もしくは夜間・深夜の往診など、場合によっては別途加算がつきます。
- ◆ 交通費は実費(実際にかかった金額)負担となります。

3. 訪問型のサービスを定期的に利用

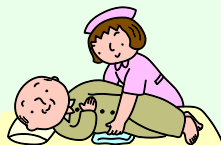
その① 訪問看護

● 訪問看護ステーションのサービス

医療的管理
処置方法の指導



床ずれ等の
予防や手当



かかりつけ医への
連絡調整



身体の清潔をお手伝い



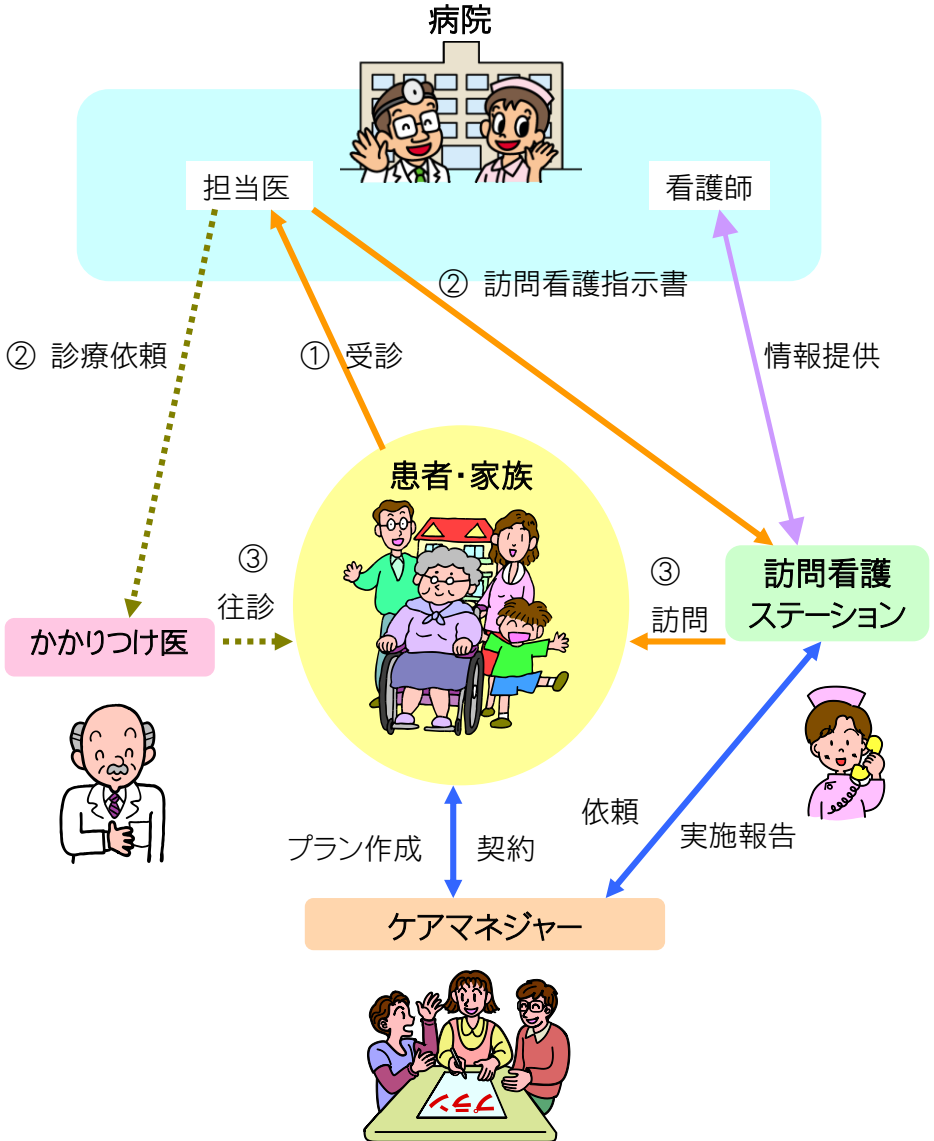
病状に合わせた
食事指導



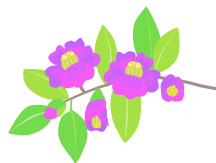
ご家族への
アドバイスや指導



● 訪問看護の流れ



● どこに相談すればいいの？



いつ ： 退院前あるいは外来診察時

だれに ： 医療スタッフに相談する

(担当医・看護師、相談窓口など)

※ 介護保険を利用している方は、
担当のケアマネジャーに相談しましょう。

どのような訪問看護サービスが
どの程度必要なのか、よく検討しておきましょう。

● 費用負担

◆ 介護保険の場合

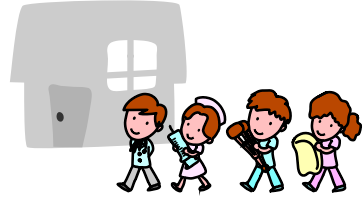
- 要介護認定を受けている場合は、介護保険が優先です。
- 介護保険の自己負担分が請求されます。
- 訪問時間により、単価が異なります。
- 各種の加算がつきます(夜間・早朝・深夜・緊急時・終末期など)。

◆ 医療保険の場合

- 週3日までと、4日以降で単価が異なります。
- 各種の加算がつきます。(難病等・終末期・在宅移行など)

※ 平成20年4月から医療保険と介護保険の自己負担額を合わせた額を軽減する制度(高額医療・高額介護合算制度)が新たに設けられました。
詳しくはお近くの市区町村役場にお問い合わせください。

その② その他の在宅医療サービス



介護保険の場合

■ 居宅療養管理指導

- 医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などが家庭を訪問し、療養に必要な医学的管理や指導を行います。

■ 訪問リハビリテーション

- 理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション（機能訓練）を行います。

医療保険の場合

■ 在宅訪問リハビリテーション指導

- 理学療法士または作業療法士が訪問し、基本的動作能力・応用動作能力・社会適応能力の回復を図るための訓練等の指導を行います。＊ 週3回が限度です。

■ 在宅患者訪問薬剤管理指導

- 薬剤師が訪問して、患者または家族等に薬学的管理指導を行います。＊ 1ヶ月に2回が限度です。

■ 在宅患者訪問栄養食事指導

- 特別食が必要な患者またはその家族に対して、管理栄養士が訪問し具体的な献立によって実技を伴う指導を行います。
＊ 1ヶ月に2回が限度です。

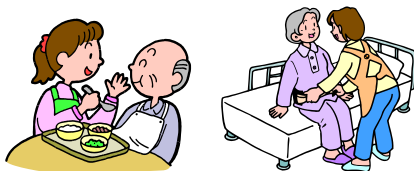
その③ 生活支援サービス

● 生活支援サービスとは？

家事援助サービス
(調理・買い物など)



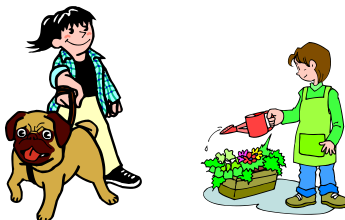
介護サービス
(食事介助・移動介助など)



移送サービス
(外出の手伝い
・受診の付き添いなど)



その他
(動物・植物の世話など)



利用する場合の問い合わせ先



◎ ヘルパーステーション（訪問介護）

- ◆ 介護保険利用者はケアマネジャーに相談してみましょう。
- ◆ 費用は、利用した分の1割負担です。

◎ シルバー人材センター

- ◆ 高齢者福祉の事業として行われる場合と、個人で申し込む場合があります。
- ◆ 費用は、1時間750～1,000円程度です。
- ◆ 交通費は別途負担になります。

◎ NPO法人（特定非営利活動法人）

- ◆ 個人で直接お申し込み下さい。
- ◆ 入会金 3,000～5,000円程度です。
- ◆ 料金は1時間 800～1,500円程度です。
- ◆ 交通費は別途負担になります。

◎ 家政婦紹介所

- ◆ 個人で直接お申し込み下さい。
- ◆ 料金は1時間1,400～2,000円程度です。
（泊まり込みや夜間帯等の希望に添ってもらえる場合もあります）
- ◆ 紹介料や交通費は別途負担になります。

在宅で受けられる医療・生活支援サービス

訪問診療や訪問看護、生活支援サービスの紹介

平成18年3月 第1版発行
平成20年1月 第2版発行
平成20年6月 第3版発行
平成23年1月 第4版発行
平成24年2月 第5版発行

発行者：静岡県立静岡がんセンター
監修：山口 建（静岡県立静岡がんセンター 総長）
協力：「がんの社会学」に関する研究グループ

作成： 静岡がんセンター疾病管理センター
静岡がんセンター研究所 患者・家族支援研究部

問い合わせ先： 静岡がんセンター研究所 患者・家族支援研究部
〒411-8777 静岡県駿東郡長泉町下長窪 1007
TEL 055-989-5222 FAX 055-989-6085

